

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	職員課	整理番号	1-2
許認可等の種類	長野県退職年金及び退職一時金に関する条例に基づく退職年金・遺族年金等の裁定			
根拠法令条例等・条項	長野県退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和32年条例第30号)			
許認可等の概要	<p>昭和37年11月30日以前に一定の年数以上職員として在職し退職した場合、退職年金が支給される。</p> <p>退職年金受給者の死亡の際、遺族で要件を満たしている者に、遺族年金が支給される。</p>			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	「恩給法に基づく恩給・扶助料の裁定」に準ずる。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	退職年金の裁定 1.5月間 遺族年金の裁定 20日間			
期間の制定根拠	「恩給法に基づく恩給・扶助料の裁定」に準ずる。			